

明日香村建設工事等監督要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15の規定に基づく監督の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監督員の任命)

第2条 主管課長は、監督員を職員のうちから任命するものとし、目的物の全部の引渡しが完了した場合には、特別の手續を要することなく、その日をもってその職を解くものとする。

(監督員の変更)

第3条 主管課長は、監督員を変更する必要があるときは、後任者を任命しなければならない。

(監督員の通知)

第4条 主管課長は、監督員を任命したときは、その氏名等を請負者に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

(監督員の心構え)

第5条 監督員は厳正かつ公平に工事等の監督に当たらなければならない。

(監督業務及び分担)

第6条 監督員は、建設工事（業務委託）請負契約書、特記仕様書、共通仕様書及び設計図書に定める範囲内において監督業務を行う。

2 監督員は、特に主管課長が指示したもののほか、概ね次の各号に掲げる権限を有するものとする。

(1) 工程等の調整処理

(2) 請負者から提出された施工計画書（工程表を含む）の審査及び工事の進捗管理

(3) 契約の履行についての請負者、現場代理人、管理技術者及び主任技術者等（以下「請負者等」という。）に対する指示、承諾又は協議（以下「指示等」という。）

(4) 設計書、図面及び仕様書に基づく施工のための詳細図等（以下「詳細図等」という。）の作成及び交付又は請負者等が作成した詳細図等の審査及び承諾

(5) 建設工事及び業務内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の主管課長への報告

(6) 施工及び工程管理の立会並びに工程の管理

(7) 段階確認（主要な工事段階の区切り検査）、出来形監督確認（検査員の出来形検査に先立つ検査）、竣工監督確認（検査員の竣工検査に先立つ検査）、及び工事材料の検査（請負者が実施する、又は実施した材料試験の立会、又は承諾を含む。）

(8) 損害発生時の安全措置及び調査並びに災害の防止等のため臨機の措置

3 監督員は、前項第3号で規定する指示及び承諾又は協議について、その軽重を問わず、原則として打合せ記録簿（様式第1号）により行い、速やかに主管課長に報告するものとする。

(施工体制の確認)

第7条 監督員は、施工プロセスのチェックリスト（以下「チェックリスト」という。）に規定する施工体制について確認し、履行されていないものがあるときは、請負者に口頭注意である旨を伝え、必要な措置を取るよう口頭で指示を行うとともに、その内容を打合せ記録簿により主管課長に報告しなければならない。ただし、口頭注意の回数は同一の内容について2回までとする。

2 監督員は、前項の指示を行った日の翌日から起算して7日以内に指示した内容が是正されないときは、その内容を主管課長に報告し、請負者に対し、必要な措置を取るよう指示書（様式第2号）により指示を行うものとする。

(建設工事関係者に関する措置請求)

第8条 主管課長は、前条第2項の規定による指示を行った日から起算して7日以内に指示した内容が是正されないときは、その状況を施行プロセス等確認報告書（様式第3号）により村長に報告し、村長の指示を受けるものとする。

(履行の確認、記録)

第9条 監督員は、設計図書等の定めるところにより、施工状況、進捗状況等について請負者に報告させ、確認しなければならない。

2 監督員は、建設工事の施工において、必要な手続が適切に実施されているかをチェックリスト等により確認し、記録しなければならない。

(監督の技術的基準)

第10条 監督員が監督を行うにあたって必要な技術的基準は、別に定める奈良県土木工事監督指針によるものとする。

(監督員の出来形及び完成確認)

第11条 監督員は、部分払いの対象となる工事部分の完了時及び工事等目的物の完成直前に、請負者の立会の上、出来形及び品質について確認した工事等について、出来形検査請求又は竣工届を受理することができる。

(検査)

第12条 監督員は、前条の規定により受理した出来形検査請求又は竣工届に基づき、速やかに成績評定書を作成し、主管課長に提出しなければならない。

(監督の委託)

第13条 村長は、地方自治法施行令第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して監督を行わせる場合は、この規定を準用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、監督の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

戻る